

令和 6 年11月市議会定例会

議 案

焼 津 市

令和 6 年11月市議会定例会

議 案 目 次

議案番号	件 目	頁
認第31号	専決処分事件の報告及び承認について（令和 6 年度焼津市一般会計補正予算（第 9 号））	1
議第60号	令和 6 年度焼津市一般会計補正予算（第10号）案	別冊
議第61号	令和 6 年度焼津市し尿処理事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第62号	令和 6 年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）案	〃
議第63号	令和 6 年度温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第64号	令和 6 年度焼津市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）案	〃
議第65号	令和 6 年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）案	〃
議第66号	令和 6 年度焼津市港湾事業特別会計補正予算（第 2 号）案	〃
議第67号	焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について	9
議第68号	令和 5 年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港海岸堤防改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について	11
議第69号	財産の無償譲渡について	12
議第70号	静岡地方税滞納整理機構規約の変更について	13
議第71号	焼津市道路線の認定について	14
報第17号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	15
報第18号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	16
報第19号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	17
報第20号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	18
報第21号	専決処分事件の報告について（交通事故に起因する損害賠償事件について）	19
報第22号	専決処分事件の報告について（建築物破損事故に起因する損害賠償事件について）	20

専決処分事件の報告及び承認について

「令和6年度焼津市一般会計補正予算（第9号）」を令和6年10月9日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月11日提出
焼津市長 中野 弘道

専第18号

令和6年度焼津市一般会計補正予算（第9号）

令和6年度焼津市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ61,955千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,469,500千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日専決処分
焼津市長 中野 弘道

専決処分の理由

緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないため。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県 支 出 金		3,722,129	59,482	3,781,611
	3 委 託 金	290,315	59,482	349,797
19 繰 入 金		7,943,744	2,473	7,946,217
	2 基 金 繰 入 金	7,700,040	2,473	7,702,513
歳 入 合 計		67,407,545	61,955	67,469,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		8,501,229	61,955	8,563,184
	4 選 挙 費	100,673	61,955	162,628
歳 出 合 計		67,407,545	61,955	67,469,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県 支 出 金	3,722,129	59,482	3,781,611
19 繰 入 金	7,943,744	2,473	7,946,217
歳 入 合 計	67,407,545	61,955	67,469,500

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	8,501,229	61,955	8,563,184	59,482	0	0	2,473
歳 出 合 計	67,407,545	61,955	67,469,500	59,482	0	0	2,473

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金	3,722,129	59,482	3,781,611
3 委託金	290,315	59,482	349,797
1 総務費委託金	281,719	59,482	341,201
19 繰入金	7,943,744	2,473	7,946,217
2 基金繰入金	7,700,040	2,473	7,702,513
1 財政調整基金繰入金	1,512,416	2,473	1,514,889
歳 入 合 計	67,407,545	61,955	67,469,500

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	8,501,229	61,955	8,563,184	59,482	0	0	2,473
4 選挙費	100,673	61,955	162,628	59,482	0	0	2,473
5 衆議院議員選挙費	0	61,955	61,955	59,482	0	0	2,473
歳 出 合 計	67,407,545	61,955	67,469,500	59,482	0	0	2,473

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 選挙費委託金	59,482	衆議院議員選挙費委託金
1 財政調整基金 繰入金	2,473	財政調整基金とりくずし

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	2,085	衆議院議員選挙費 衆議院議員選挙費 61,955
3 職員手当等	24,927	
7 報償費	1,241	
8 旅費	5	
10 需用費	2,419	
11 役務費	7,877	
12 委託料	11,375	
13 使用料及び賃 借料	6,455	
17 備品購入費	5,566	
18 負担金、補助 及び交付金	5	

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合計	備考
		報酬	給料	期末手当	その他の 手当	計			
補正後	長等	4	0	35,472	15,282	21,216	71,970	8,415	80,385
	議員	21	102,846	0	42,251	0	145,097	29,808	174,905
	その他の特別職	2,177	130,334	0	0	0	130,334	0	130,334
	計	2,202	233,180	35,472	57,533	21,216	347,401	38,223	385,624
補正前	長等	4	0	35,472	15,282	21,216	71,970	8,415	80,385
	議員	21	102,846	0	42,251	0	145,097	29,808	174,905
	その他の特別職	1,980	128,249	0	0	0	128,249	0	128,249
	計	2,005	231,095	35,472	57,533	21,216	345,316	38,223	383,539
比 較	長等	0	0	0	0	0	0	0	0
	議員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の特別職	197	2,085	0	0	0	2,085	0	2,085
	計	197	2,085	0	0	0	2,085	0	2,085

2. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	1,542	652,369	3,428,379	2,854,029	6,934,777	1,295,945	8,230,722
補正前	1,542	652,369	3,428,379	2,829,102	6,909,850	1,295,945	8,205,795
比 較	0	0	0	24,927	24,927	0	24,927

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	55,732	93,927	47,702	68,672	104,989	7,258	397,811	0
補正前	55,732	93,927	47,702	68,672	104,989	7,258	372,884	0
比 較	0	0	0	0	0	0	24,927	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,582,476	455,677	39,785			
補正前	0	0	1,582,476	455,677	39,785			
比 較	0	0	0	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	778	0	2,952,946	2,423,880	5,376,826	1,011,720	6,388,546
補正前	778	0	2,952,946	2,398,953	5,351,899	1,011,720	6,363,619
比 較	0	0	0	24,927	24,927	0	24,927

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	55,732	93,927	47,702	68,672	85,789	4,196	384,728	0
補正前	55,732	93,927	47,702	68,672	85,789	4,196	359,801	0
比 較	0	0	0	0	0	0	24,927	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	1,197,149	446,200	39,785			
補正前	0	0	1,197,149	446,200	39,785			
比 較	0	0	0	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	764	652,369	475,433	430,149	1,557,951	284,225	1,842,176
補正前	764	652,369	475,433	430,149	1,557,951	284,225	1,842,176
比 較	0	0	0	0	0	0	0

職員手当の内訳

(単位 千円)

区 分	管理職 手当	地域手当	住居手当	扶養手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日勤務 手当
補正後	0	0	0	0	19,200	3,062	13,083	0
補正前	0	0	0	0	19,200	3,062	13,083	0
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0
区 分	夜間勤務 手当	宿日直 手当	期末勤勉 手当	退職手当	児童手当			
補正後	0	0	385,327	9,477	0			
補正前	0	0	385,327	9,477	0			
比 較	0	0	0	0	0			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	0	給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増減分		
		その他の増減分 0		
職員 手当	24,927	制度改正に伴う増減分 0		
		その他の増減分 24,927	時間外勤務手当 24,927	

焼津市税条例の一部を改正する条例の制定について

焼津市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年11月11日提出

焼津市長 中野 弘道

焼津市税条例の一部を改正する条例（案）

焼津市税条例（昭和29年焼津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 提出期限までに当該申請書を提出することができないことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。
- (2) 当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると市長が認めるとき。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 提出期限までに当該申請書を提出することができないことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。
- (2) 当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認めるとき。

第139条の3第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 提出期限までに当該申請書を提出することができないことにつき、やむを得ない事情があると市長が認めるとき。
- (2) 当該者が所有し、又は取得した土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると市長が認めるとき。

附則第10条の2中第25項を第27項とし、第22項から第24項までを2項ずつ繰り下げ、第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第21項を第22項とし、第13項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4

月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の焼津市税条例（次条において「新条例」という。）附則第10条の 2 第13項及び第23項の規定は、令和 7 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。次項及び次条において「旧法」という。）附則第 15 条第 25 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 43 号）の施行の日（次条第 2 項において「都市再生特別措置法等一部改正法施行日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例附則第 10 条の 2 第 23 項の規定は、令和 7 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 6 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等一部改正法施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に整備された旧法附則第 15 条第 39 項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

令和5年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）

大井川港海岸堤防改良工事請負契約の一部を変更する契約の締結について

令和5年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港海岸堤防改良工事について、株式会社橋本組との間に締結した令和5年度社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）（明許繰越）大井川港海岸堤防改良工事請負契約（令和6年3月19日議決）の一部を次のとおり変更する。

記

- 1 変更前の契約金額 174,900,000円
- 2 変更後の契約金額 175,648,000円

令和6年11月11日提出
焼津市長 中野 弘道

財産の無償譲渡について

下記のとおり財産を無償で譲渡するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 無償譲渡をする財産

- (1) 種類 土地
- (2) 所在 焼津市北新田字道下 223 番（北新田公会堂用地）
- (3) 地目 宅地
- (4) 地積 460.00 m²

2 無償譲渡する相手方 焼津市北新田3番地の2
港第23自治会北新田町内会
会長 佐野 清志

令和6年11月11日提出
焼津市長 中野 弘道

静岡地方税滞納整理機構規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年11月11日提出

焼津市長 中野 弘道

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約（案）

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を次のように変更する。

第4条第1号中「地方税法（昭和25年法律第226号）」の次に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）」を加え、「地方税に」を「徴収金に」に改める。

附 則

この規約は、令和7年6月1日から施行する。

焼津市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、焼津市道の路線を次のとおり認定する。

令和6年11月11日提出

焼津市長 中野 弘道

路 線 名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
北新田道下分譲地線	焼津市北新田 290 番 2 地内	
	焼津市北新田 290 番 2 地内	
下小田美登里分譲地線	焼津市下小田 355 番 1 地内	
	焼津市下小田 355 番 1 地内	

報第17号

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年8月26日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月11日提出
焼津市長 中野 弘道

専第13号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年8月26日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 1,010,926円

報第18号

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年8月26日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月11日提出
焼津市長 中野 弘道

専第14号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年8月26日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 402,430円

報第19号

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年9月2日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月11日提出
焼津市長 中野 弘道

専第16号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年9月2日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 157,344円

報第20号

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年9月26日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月11日提出
焼津市長 中野 弘道

専第17号

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年9月26日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 1,827,412円

専決処分事件の報告について

「交通事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年10月25日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月11日提出
焼津市長 中野 弘道

交通事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年10月25日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 189,615円

報第22号

専決処分事件の報告について

「建築物破損事故に起因する損害賠償事件について」を令和6年10月25日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月11日提出
焼津市長 中野 弘道

専第20号

建築物破損事故に起因する損害賠償事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、建築物破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を次のように専決処分する。

令和6年10月25日専決処分
焼津市長 中野 弘道

- 1 相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償額 60,060円